

## 加古川市若年者在宅ターミナルケア支援事業実施要綱

(平成27年9月1日 福祉部長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、若年者のがん末期の患者が住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活が送れるよう、若年者在宅ターミナル支援事業（訪問介護、訪問入浴介護及び福祉用具の貸与（以下「サービス」という。）を受ける場合に要する費用の一部又は全部を助成する事業をいい、以下「支援事業」という。）について必要な事項を定めることにより、若年者のがん末期の患者の在宅における生活を支援し、もって若年者のがん末期の患者及びその家族の負担の軽減に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) がん末期 医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したがんをいう。
- (2) 訪問介護 居宅を訪問して行う身体介護、生活援助及び通院等を目的とした乗降介助をいう。
- (3) 訪問入浴介護 居宅を訪問し、浴槽を提供して実施する入浴介護をいう。
- (4) 福祉用具 別表に掲げるものをいう。
- (5) 利用者 加古川市内に住民登録をし、在宅生活をしている治癒を目的とした治療を行わない40歳未満のがん末期の患者で、この要綱に定める助成が必要であると市長が認めた者をいう。

### (申請)

第3条 支援事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、支援事業利用申請書（様式第1号）に、支援事業意見書（様式第2号）又は利用者ががん末期であることが確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 申請者又は利用者が他の制度により支援事業と同様の支援を受けている場合は、申請者は、前項の申請をすることはできない。

### (決定及び通知)

第4条 市長は、前条第1項の申請を受理したときは、速やかに支援事業の利用の可否を決定し、支援事業利用決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 決定の有効期間は、申請のあった日から支援事業の利用の停止若しくは廃止又は支援事業の利用の取消の日までとする。

### (医師の意見の聴取)

第5条 市長は、前条に規定する可否の決定その他必要と認める場合には、利用者の身体状況等について、医師から意見を聴取することができる。

### (変更、停止又は廃止)

第6条 利用の決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、第3条第1項の申請の内容に変更が生じたとき（次項に定める場合を除く。）は、支援事業利用変更届（様式第4号）を速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 助成対象者は、次に掲げる事項に該当したときは、支援事業利用停止（廃止）届（様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 利用者が市外へ転出したとき
- (2) 利用者が死亡したとき
- (3) 利用者の年齢が40歳に到達したとき
- (4) その他支援事業を利用する必要がなくなったとき

3 市長は、第1項の届出を受理したときは支援事業利用変更決定通知書（様式第6号）により、前項の届出を受理したときは支援事業利用停止（廃止）決定通知書（様式第7号）により、助成対象者に通知するものとする。

（利用の取消し）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援事業の利用を取り消すことができる。

- (1) 利用者がその要件を欠くに至ったとき
- (2) 利用者の疾病等により支援事業を行うことが困難であると認められるとき
- (3) 偽りその他不正な手段により第4条第1項の利用の決定又は第12条第3項の助成金の交付を受けたとき
- (4) その他市長が支援事業を利用することについて適当でないと認めるとき

2 市長は、前項の取消しをしたときは、支援事業利用取消通知書（様式第8号）により、助成対象者に通知するものとする。

（サービスの提供の依頼）

第8条 サービスを提供する事業者（以下「サービス提供事業者」という。）に対するサービスの提供の依頼は、助成対象者が行うものとする。

2 サービス提供事業者は、介護保険法（平成12年法律第123号）の規定に基づき、当該サービスに関して兵庫県が指定した事業者とする。

（助成の対象となる範囲）

第9条 サービスの利用料金（以下「利用料」という。）は、月額6万円までを助成の対象とする。

2 訪問介護及び訪問入浴介護の利用は、合計で週3回までを助成の対象とする。

（助成対象者の負担）

第10条 助成対象者は、利用者が利用した利用料のうち、当該利用料に10分の1を乗じて得た額を負担する。ただし、利用者が属する世帯が生活保護受給世帯であるときは、当該負担を免除する。

2 前項の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（助成金額）

第11条 支援事業の助成金額は、利用者が利用した利用料から前条に規定する助成対象者が負担する額を除いた額とする。

（助成金の請求及び支給）

第12条 助成対象者は、助成金の交付を支援事業助成金交付請求書（様式第9号）により市長に請求するものとする。

2 前項の請求は、月単位で行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときはこの限りでない。

3 市長は、第1項の請求があったときは、内容を審査し、適当と認められる場合に助成金を交付する。

(サービス提供事業者への委任)

第13条 助成対象者は、サービス提供事業者に助成金の請求及び受領に関する権限を委任することができる。この場合において、助成対象者は、委任状(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者に対して、その一部又は全部の返還を求めることができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第2条第3号関係)

福祉用具の種類

1	車いす
2	車いす付属品
3	特殊寝台
4	特殊寝台付属品(介助用ベルトを含む)
5	床ずれ防止用具
6	体位変換機
7	手すり(工事を伴わないもの)
8	スロープ(工事を伴わないもの)
9	歩行器
10	歩行補助つえ
11	移動用リフト(つり具を除く)
12	自動排泄処理装置